

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

### 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 【いじめの禁止】

児童は、決していじめを行ってはならない。

### 【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うためすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する児童の自主的活動（あいさつ運動、いじめ防止標語等）に対する支援を行う。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を心がける。  
※児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与え、自己有用感を高める。
- ・保護者や地域住民その他の関係者との連携を密接に図りつつ、相互理解やいじめ防止に資する保護者、地域の交流活動（地域教育講演会、市場小まつり、おやじの会花火大会、餅つき大会等）に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、教職員を対象にした生徒指導研修会、全校児童を対象にした講話指導を実施する。

#### ②いじめの早期発見のための措置

- ・在籍児童を対象に、定期的な実態調査を年3回実施するとともに、ハートメールボックスの設置、児童の人間関係を日常的に観察する等その他必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。また、随時相談活動（相互の要望により）を実施し、児童に関する心配の芽を早期に共有し、対処できるように努める。
- ・教育相談体制の充実及び強化を図るため、スクールカウンセラーの積極的な活用を図る。

#### ③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童を対象に、インターネットに潜む「危険性」について、外部講師を招聘したり、情報教育の充実を図ったりする。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- < 構 成 員 > 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学校栄養職員、音楽専科、各学年担任、特別支援学級担任・スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター
- < 活 動 > ・実態調査 ・教育相談内容の共有化  
・児童理解を深めるための対策検討、実施  
・いじめ事案への対策検討
- < 開 催 > 1回/月を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ②いじめに対する措置

- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実関係を調査する。  
【いじめの事実が確認された場合】
- ・いじめをやめさせるとともに、再発防止のための指導措置を講ずる。
- ・管理職と相談の上で対応にあたり、その情報は常に校内で共有化しておく。  
※緊急会議を開き、いじめの情報を迅速に共有する。  
関係のある児童から事実関係を聴取する。  
緊急会議で対応方針を決定し、保護者との連携を図る。
- ・いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、その保護者への助言、該当クラス児童への指導を継続的に行う。  
※いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋市教育委員会、船橋市青少年センター、船橋市児童相談所、船橋市家庭児童相談室及び船橋警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

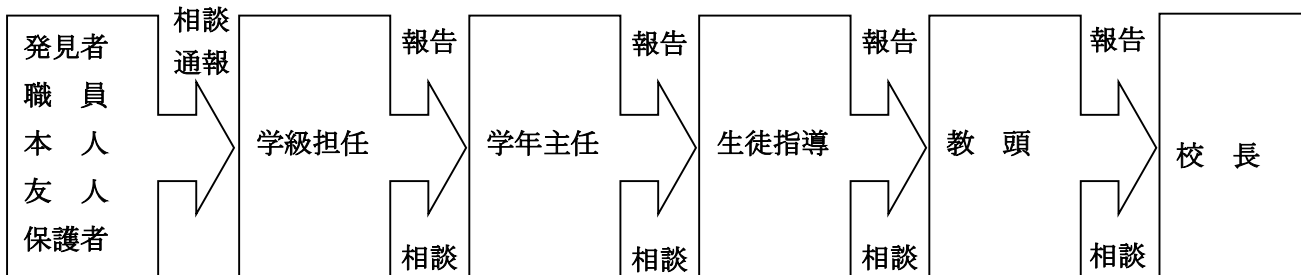
- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (4) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
  - いじめの早期発見に関する取り組みのこと
  - いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

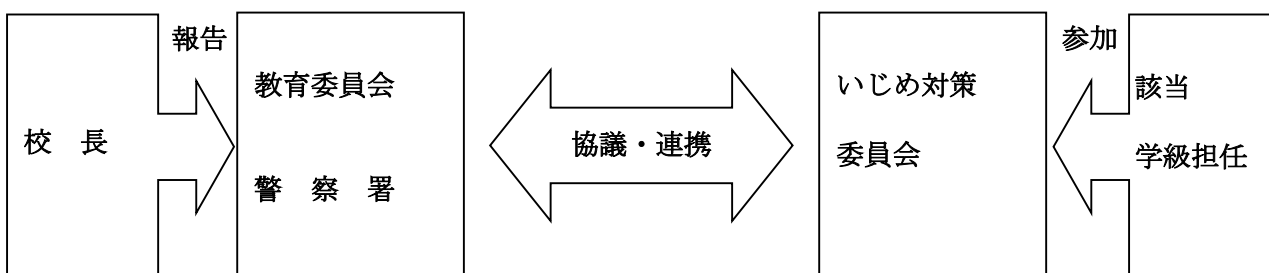
### 3 いじめの相談・通報について

(1) いじめを発見した時（緊急時には、速やかな対応が必要なため下図のようにはならない場合もある。）



※事実確認→いじめの防止・再発防止→いじめを受けた児童・保護者への支援  
いじめを行った児童への指導・保護者への助言

(2) 重大事態が発生した場合



※教育委員会と協議して、いじめ対策委員会を設置する。犯罪行為の場合は教育委員会・警察署と連携して対処する。  
・警察との連絡窓口（担当：教頭）を設置し、日頃から連携がとれる体制をとる。

### 4 年間計画（予定）

開催月	活動内容
4月	○第1回定例会（全体計画） ○教育相談
5月	○第2回定例会
6月	○第3回定例会 ○生活アンケート実施 いじめゼロ集会
7月	○第4回定例会 ○教育相談
8月	○教職員研修
9月	○第5回定例会 ○教育相談
10月	○第6回定例会
11月	○第7回定例会 ○生活アンケート実施 いじめゼロ集会
12月	○第8回定例会 ○教育相談
1月	○第9回定例会 ○教育相談
2月	○第10回定例会 ○生活アンケート実施
3月	○第11回定例会 ○教育相談 ○「学校いじめ防止基本方針」の見直し

